

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第11回島根海区漁業調整委員会が平成19年1月18日に松江市のサンラポーむらくもで開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて漁獲可能量が定められています。

漁獲可能量等の変更については、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないため、知事から下記の内容の諮問があり、審議した結果、知事管理量を原案どおり決定することが妥当である旨答申することとしました。

なお、マサバ及びゴマサバの管理期間については、年末に盛漁期が当たるために「1～12月」から「7月～翌年6月」の期間に変更になりました。

記

知事管理量

	H18年1-12月(ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH18年7-H19年6月)	H19年1-12月(ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH19年7-H20年6月)
マイワシ	若 干	若 干
マサバ 及び ゴマサバ	13,000トン	12,000トン
マアジ	40,000トン	30,000トン
スルメイカ	若 干	若 干
ズワイガニ	若 干	若 干

上記のうち中型まき網漁業の知事管理量

	H18年1～12月(マサバ及びゴマサバについてはH18年7～H19年6月)	H19年1～12月(マサバ及びゴマサバについてはH19年7～H20年6月)
マイワシ	若 干	若 干
マサバ 及び ゴマサバ	12,000トン	11,000トン
マアジ	37,000トン	28,000トン

2. 日本海・九州西広域漁業調整委員会について(報告)

平成18年10月3日、4日東京で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について、事務局から次のとおり報告がありました。

- ・『日本海西部あかがれい(ずわいがに)の資源回復計画』について、本県の沖合底びき網1統が減船をするための計画の変更が了承されました。

(裏面に続く)

- ・『日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画』については、小型魚の保護、減船、休漁期間の設定、漁獲物のブランド化や経営基盤の強化を推進する計画を了承しました。なお、本県の沖合底びき網については、当面アカガレイの回復計画を重点的に取り組むこととしています。
- ・『九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る委員会指示』については、現行と内容を変更せずに継続することです承されました。
- ・『日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画』については、H18年から6月に1ヶ月の休漁を行った等の取組状況の報告や休漁の支援及び休漁による加工業者への影響等が協議されました。
- ・『マアジ対馬暖流系群資源回復計画』については、小型魚（0歳魚）への漁獲圧力を低減させるための取組を中心とした計画を策定する予定です。また、対象海域が鹿児島から鳥取までの広大な海域であるため、海域を分けて取組案が策定される見込みです。

3. 日韓漁業交渉の結果について（報告）

平成18年12月23日に開催された日韓漁業政府間交渉の結果の概要及び平成19年1月11日開催された日韓民間漁業者当事者間協議結果の概要について、事務局から次のとおり報告がありました。

（1）日韓漁業政府間交渉の結果の概要

〔2007年の操業条件等〕

- ・2007年の日韓双方の排他的経済水域内における漁獲割当量の総量は各々6万5百トン（前年比3千トン減）総許可隻数1千25隻（前年比25隻減）。

〔日本海の暫定水域における資源管理等〕

- ・韓国政府による、我が国EEZ内における韓国漁船の無許可操業の予防措置の強化。
- ・韓国政府による、民間合意の実効性を高めるために必要な措置の実施。
- ・暫定水域におけるベニズワイガニ・ズワイガニの資源管理について、両国の関係する全ての漁業者が参加し、海洋生物資源専門家も科学的知見に基づく情報提供・助言を行う民間協議を速やかに開始。このことについて両国政府とも積極的に支援・指導・助言。
- ・上記に関連して問題が発生した場合には、その解決のために両国政府が対応。

（2）日韓民間漁業者当事者間協議結果の概要

- ・暫定水域内の隠岐北方ズワイガニ漁場を交替利用する民間合意を韓国漁船が守っていないことについて、来漁期に合意事項に反する行為が行われた場合に、操業自粛を行う等の対策を韓国側が肯定的に検討することとなり、これらを盛り込んだ措置を両国当事者間で7月15日までに作成するよう努める。
- ・浜田沖暫定水域内の漁業調整に関する民間協議の開始について、日本側は1月中に開始することを要望し、韓国側は日本側の要望を考慮し日程等を引き続き調整する。

4. 中海及び境水道における漁業に関する協定について（報告）

中海における社会的・経済的環境の変化を踏まえて「中海及び境水道における漁業の取扱に関する協定」が平成18年1月島根・鳥取両県知事間で締結されました。この協定に基づき従来の入会慣行を尊重し、中海及び境水道に係る両県の漁業調整規則及び漁業許可の制限や条件を統一すべく両県が協議している状況の説明が事務局からありました。今後、海区漁業調整委員会への諮問等を経て、両県漁業調整規則を改正する予定です。

5. 平成18年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

平成18年10月26日兵庫県神戸市で開催された全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の概要について、事務局から次のとおり報告がありました。

（1）平成18年度総会決議事項の要望結果について

平成18年6月に全漁調連の役員が水産庁、外務省、国土交通省、海上保安庁等に対して要望活動を行いました。特に本県が要望している竹島の領土権の確立と日韓の排他的経済水域の境界画定については、水産庁は竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、境界画定が1日も早く解決することを望んでいる。また、外務省では日韓排他的経済水域境界画定交渉を平成18年6月に6年ぶりに実施し、今後も引き続き協議していく旨の回答がありました。

（2）平成19年度要望事項について

各海区から提出された要望事項である「沿岸漁業と大中型まき網の調整」、「韓国漁船の操業秩序の確立と取締体制の強化」、「漁業と遊漁の調整」、「海区委員会の財政基盤の確保」、「大型クラゲ対策」について審議されました。

これらの要望事項は全て全漁調連へ上げ、平成19年5月の総会を経て関係省庁へ要望される予定です。

6. その他 国の平成19年度水産関係予算案について

漁船漁業の構造改革の推進や大型クラゲ等有害生物対応など、国における水産予算概算決定の重点事項について事務局から説明がありました。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局
0852-22-5950